

総務委員長報告

令和6年2月定例会

総務委員長報告をいたします。

総務委員会に付託されました議案の審査結果等について報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、「島根県職員定数条例の一部を改正する条例」など条例案15件、「包括外部監査契約の締結について」の一般事件案1件、「令和6年度島根県一般会計予算」など予算案9件であります。

これらの議案について、執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれの議案も全会一致をもって、原案どおり可決すべきとの審査結果でありました。

次に、議案の審査過程における執行部からの説明、委員からの質疑、意見等のうち主なものについて報告いたします。

まず、第4号議案「令和6年度島根県一般会計予算」についてであります。

政策企画局の「女性活躍の推進事業」について、委員から、あらゆる分野で女性が活躍するためには、企業が男性の家事・育児参加の必要性を理解することが大切である。男性が育児休業を取得した場合の助成金制度の周知を図るなど、子育てをリスクと考えず、取得率が上がるよう事業展開してほしいとの意見があり、執行部からは、男性の育児休業を皆で応援しようという機運が高まるよう、企業の理解が進むように取り組んでいきたいとの回答がありました。

また、別の委員から、中小企業を対象としたイクボスセミナーなどの開催により、経営者や管理職の認識が変わるよう商工団体等とも連携し取り組みを進めてほしいとの意見があり、執行部からは、働きやすい職場づくりに向けてイクボスネットワークを作りその中で情報共有等を行っており、関係団体等と引き続き連携を図っていきたいとの回答がありました。

また、「しまねのイメージ発信事業」について、委員から、県民自らがまず人のつながりや温かさといった島根県の良さというものを認識し、ここに住み続けたいと思ってもらえるよう根気強く訴えていく必要がある。そのうえで、実際に島根県に住み、良さを実感している方の気持ちを「誰もが、誰かの、たからもの。」のキーフレーズに乗せて県外へ発信すべきとの意見があり、執行部からは、実際に島根に住んでおられる方の生の声や姿を届けることによって、県外の方に、島根県の魅力を実感していただけるよう継続的に取り組んでいきたいとの回答がありました。

次に、総務部の「職員宿舎整備事業」について、委員から、入居率が低い職員宿舎

があるようだが、今後どのように対応していく予定かとの質問があり、執行部からは、県の職員で構成する「職員宿舎のあり方検討会」を年に数回開催しており、耐用年数や利用状況を鑑み、廃止や集約のほか、空いた施設を未利用財産として売却するなども含め検討していきたいとの回答がありました。

次に、教育委員会所管の「児童・生徒へのサポート事業」について、委員から、サポーターを配置する目的を教員とサポートスタッフともに理解し、学校の抱える様々な課題にきめ細かく対応してほしいとの意見があり、執行部からは、学校長に対しては、いろいろな施策を説明する機会を利用して配置の意義を伝えていき、サポートスタッフの活用については、県で手引きを作成し配布する予定であるとの回答がありました。

また、「食育推進事業」について、委員から、島根の食材を活用した「しまね・ふるさと給食月間」があるが、引き続き給食の地産地消を推進してもらいたいとの意見があり、執行部からは、農林水産部とともに食材ごとの調達ルートなど現状を調査・把握し、給食での県内食材の活用率が上がるよう検討を始めており、好事例があれば市町村への情報提供など必要な対応を行っていききたいとの回答がありました。

次に、警察本部所管の第37号議案「島根県暴力団排除条例の一部を改正する条例」についてでは、委員から、暴力団に関する規制を強化するため、「青少年を暴力団事務所へ立ち入らせることの禁止」について新設されているが、暴力団排除特別強化地域である松江市及び出雲市以外の地域でも規制になるのかとの質問があり、執行部からは、暴力団排除特別強化地域における用心棒の役務の提供を受ける行為等の禁止とは別の改正であり、島根県全域が対象となるとの説明がありました。

次に請願の審査結果について報告いたします。

このたび新規に提出された請願第8号は、島根県議会において平成25年6月26日付で決議された「日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願」とこれを基にして政府に出された意見書の撤回もしくは無効とする決議を求めるものであります。この慰安婦をめぐる一連の問題については、9月定例会において、政府の方で改めて見解を示していただくことが適当であるとし、国に新たな意見書を提出するなど、県議会としての考え方について一定の整理を行ったところであり、現時点において、この考え方を変更する状況にはないと考えるとの理由から、全会一致をもって「不採択」とすべきとの審査結果でありました。

次に、報告事項など所管事項調査における質疑、意見等のうち主なものについて申し上げます。

執行部から報告のありました「令和6年度教育委員会組織改正の概要について」で

は、委員から、組織改正により「働き方改革推進室」及び「義務教育推進室」が設置されるが、具体的にどのようなことが現状と変わるのかとの質問があり、執行部からは、室長という管理職を配置することにより、一定程度の裁量が与えられ機動的に業務を行うことが可能となる。また、「働き方改革推進室」については、増員したうえで体制の強化を図り、教員の時間外勤務についての実態を把握し、教員の負担軽減を進めていきたい。「義務教育推進室」については、児童生徒の基礎学力の育成のため、市町村と連携し、学力の実態把握や授業の質の向上などにより一層取り組んでいきたいとの回答がありました。

以上、総務委員会における審査の概要等を申し述べ、委員長報告といたします。